

新しく互助会員になられた方へ

互助会は、教職員の相互扶助及び福利増進を目的として設立され、教職員の教養向上・福利厚生に関する事業、給付事業、信用事業などの事業を行っています。

新たに互助会員になられた方は、「互助会加入報告書」を提出してください。なお、令和4年度以降採用の育児休業等代替任期付講師等の方も会員となります。

わたしたちの会費※で運営されている互助会事業の一部を紹介します。

※会費…給与月額（給料月額 + 給料の差額 + 給料の調整額 + 教職調整額 + 扶養手当）×10/1000
を給与から毎月控除します。

給付事業

会員 / 家族医療費補助金、会員入院療養付加金、療養補助金、介護休暇補助金、結婚祝金、出産見舞金、入学祝金、永年会員旅行補助金、永年会員特別給付金、死亡弔慰金、セカンドライフ資金など各種の給付があります。

信用事業

積立預金 … 毎月給与支給日に、法定外控除口座から自動引落。

1,000円単位、給与支給額の範囲内で積立てられます。

保 険 … グループ保険（4～5月・11～12月に募集予定）と、生命保険や自動車保険の団体扱いがあります。

貸 付 … 生活、奨学、結婚、自動車購入、育児休業、災害貸付があります。

福祉事業

芸術鑑賞等補助（コンサート鑑賞等）、法律相談、文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助、指定宿泊施設利用補助、地区別厚生事業、子育て・介護・健康づくり支援事業などを行います。



詳しくは、当会ホームページ (<http://gojyokai.mie-kyobun.or.jp/>) や「福利のしおり」をご覧ください。

お問い合わせ 互助会 ☎059-213-0601、059-226-5234

互助会貸付金利率の引下げについて

令和5年度から全ての貸付種別において、利率が変更となりました。

貸付種別	令和5年3月まで	令和5年4月以降
生活・奨学・結婚・ 自動車購入・育児休業	0.96%	0.84%
災害	0.84%	0.72%

お問い合わせ 互助会貸付係 富山 ☎059-213-0601

永年会員旅行補助金・永年会員特別給付金のご案内

通算会員期間が令和5年3月末で25年の方が今年度の新規該当者です。

永年会員旅行補助金は、旅行補助金又は旅行クーポンのいずれかを請求できます。

永年会員特別給付金は、会員期間中に結婚祝金・出産見舞金・入学祝金をいずれも受給する資格が生じなかった方が別途請求できます。

給付内容と添付書類

(請求書は互助会HPからダウンロードできます)

<永年会員旅行補助金>

旅行補助金	7万円上限 (実際に行かれた旅行に対して)
旅行クーポン	7万円分 (JTB・日本旅行・近畿日本ツーリストから選択可)

※ JTB…7万円分のトラベルギフトカード(有効期限10年)、日本旅行・近畿日本ツーリスト…1万円の旅行券×7枚

- ・人事記録カードの写し
- ・宿泊施設や旅行会社の領収書(旅行補助金の場合) ※会員本人フルネーム・利用年月日・金額を明記

<永年会員特別給付金>

給付金額	5万円
------	-----

- ・人事記録カードの写し
- ・戸籍抄本(原本)

通算会員期間と請求期間

※網掛け部分は令和2年4月に遡って変更されています。

正規の教職員期間以外でも通算会員期間の算定に含めることが出来る期間があります。

会員期間が断続した場合でも人事記録カードの写し等で当該期間が確認できれば合算も可能です。

<算定に含まれる期間>

- ・三重県職員、県内の市町村教育委員会及び三重大学附属学校へ異動した期間(異動先が非会員でも可)
- ・令和2年度以降の臨時的任用職員及び令和4年度以降の任期付講師等の会員期間(正規職員退職後も可)
- ・再任用フルタイム勤務職員の会員期間
- ・育児休業、病気休職、家族介護休暇、配偶者同行休業、特別養子縁組監護休暇で無給休職の会費免除期間

<算定に含まれない期間>

- ・令和元年度以前の期限付講師の会員期間
- ・県外に異動した非会員期間、配偶者同行休業の制定以前に配偶者の海外赴任に同行した非会員期間(異動前の期間と異動後の期間を合算することは可)
- ・再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、令和元年度以前の臨時的任用の教育職員の非会員期間

<請求できる期間>

- ・給付事由発生日の翌年度から3年間で請求期間です。但し、請求期間に非会員所属に異動している場合は、再度会員になられてから3年間で請求期間となります。

⇒下記に該当の方で請求がまだの方は、必ず今年度中に請求してください。

令和3年3月末に25年を迎えた方、令和3年4月に再度会員になられた方

お問い合わせ 互助会給付係 井坂 ☎059-226-5234

1年に1度の更新・新規加入の機会です！ 互助会「グループ保険」の募集が始まります！

グループ保険は、互助会員の皆さまから保険料をお預かりし、ご不幸にあわれた会員へ保険金・給付金をお支払いする互助会独自の助け合いの制度です。

今年度の制度改定

● 「基本コース」 配偶者コースの増設

3口 (1,200万円) ・ 4口 (1,600万円) ・ 5口 (2,000万円) ・ 6口 (2,400万円) ・ 7口 (2,800万円) の配偶者コースを増設しました。

さらに配偶者の保障を手厚く準備できるようになりましたので、この機会にご検討ください！

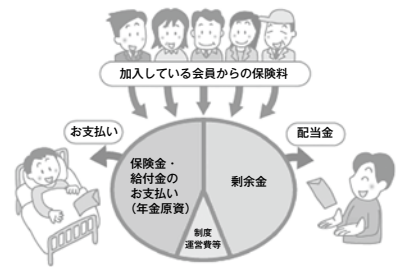
制度のしくみについて

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみとなっております。

< 「基本コース」 過去3年間支払実績 >

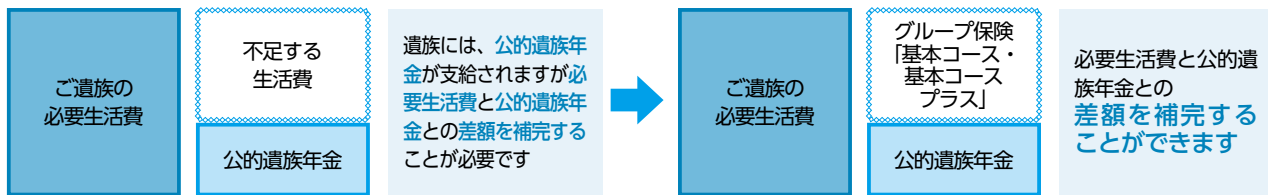
年度	支払件数	支払保険金額	配当率
令和3年度	15件	約1億475万円	約40.2%
令和2年度	18件	約7,489万円	約49.6%
令和元年度	26件	約2億1,498万円	約13.1%

※基本コース、基本コースプラス、医療コースは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっております。配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(医療コースプラス・重病克服支援コース・傷害コース・職場復帰支援コース・健康づくりサポートコースには配当金はありません)



制度の趣旨について

万が一 (死亡・高度障害) のことがあった場合、公的遺族年金を補完いたします。



パンフレット等をご確認いただき、各年代毎の不足額を補えるコースのご加入をご検討ください！

年間スケジュール



※今回の配当金の対象期間は、令和4年8月1日～令和5年7月31日となります。

4月下旬より互助会「グループ保険」の募集が始まります。家族のために自分のために、ぜひご加入をご検討ください!!

※基本コース、基本コースプラス、医療コースは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっております。(医療コースプラス・重病克服支援コース・傷害コース・職場復帰支援コース・健康づくりサポートコースには配当金はありません)

制度一覧について

制度名	詳細	退職後の取り扱い	
基本コース	<p>対象者：本人・配偶者・子ども</p> <p>万一（死亡・高度障害）の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。公的遺族年金や公的障害年金等の補完制度として、ご自身とご遺族を長期間・安定的に守ります。 ※公的障害年金の支払事由と基本コース（高度障害保険金）の支払事由は異なります。</p>	<p>「基本コースプラス」にご加入いただくことで保険年齢69歳まで継続できます。</p> <p>※告知なしで加入いただける「一時払退職者傷害保険」もご用意しています。</p>	
基本コースプラス	<p>対象者：本人・配偶者</p> <p>万一（死亡・高度障害）・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。また、障害状態（障害年金1級・2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします。 ※障害保険金・障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。※障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。 ※死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金は重複して支払われません。※障害初期給付金のお支払いは1回限りです。高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。 ※基本コースプラスへの加入は基本コースへの加入が条件です。</p>		
医療コース	<p>対象者：本人・配偶者・子ども</p> <p>病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。また、互助会給付により手術給付・入院給付（125～730日目）が受けられます。 ※医療コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。</p>		
医療コースプラス	<p>対象者：本人・配偶者</p> <p>病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。また、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病による入院・手術の場合、医療コースに上乗せしてお支払いします。所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。 ※医療コースプラスへの加入は医療コースへの加入が条件です。</p>		
重病克服支援コース	<p>対象者：本人・配偶者</p> <p>特定疾病（特約付加により7大疾病・上皮内新生物）に対する治療費として保険金をお支払いする制度です。また、死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。 ※特定疾病：悪性新生物（がん）（上皮内新生物を含みません）、急性心筋梗塞、脳卒中 ※7大疾病：悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）、慢性腎不全、肝硬変 ※重病克服支援コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。</p>		
傷害コース	<p>対象者：本人・配偶者・子ども</p> <p>ケガによる通院、入院、手術を補償します。（※業務中・業務外も日本国内・国外も給付対象） 通院保険金日額（本人）＝2,400円 入院保険金日額（本人）＝4,000円 ※傷害コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。</p>		
健康づくりサポートコース	<p>対象者：本人</p> <p>健康増進に役立つ情報の提供や健康・メンタルヘルス等の専用相談窓口をご利用いただけます。 ※健康づくりサポートコースへの加入は基本コースへの加入が条件です。</p>		
職場復帰支援コース	<p>対象者：本人</p> <p>病気・ケガで180日を超えて就業障害が継続した場合、181日目から喪失所得補償として、月額最高10万円または5万円を5年を限度（注）に給付します。 （注）55～64歳の方は3年が限度、所定の精神障害による就業障害の場合も給付対象となります。 ※退職後のご請求について、免責期間終了後も就業障害状態が継続している場合に限り補償対象となります。 ※職場復帰支援コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。</p>		継続できません。

（留意事項）

※在職中に加入いただいた制度が対象となりますので、在職中に基本コースプラスにご加入いただいていない方は、退職後継続することができません。
※退職時の制度継続有無を手続きいただく際に、基本コースプラスは付加することができません。
※医療コースの互助会給付について、退職後は給付対象とはなりません。

（引受会社・取扱代理店）：明治安田生命保険相互会社

制度内容等の詳細については、パンフレットをご確認ください。

臨時的任用職員・育児休業等代替任期付講師等（以下：任期付職員）の団体扱（保険・共済）・グループ保険の取扱いについて

臨時的任用職員・任期付職員の方は互助会の保険等について以下のような取扱いとなります。

●臨時的任用職員・任期付職員で
4月時点で任期が1年以上（更新見込み含む）の方

●臨時的任用職員・任期付職員で
4月時点で任期が1年未満の方

グループ保険に加入できます

グループ保険に加入できません

団体扱いの対象となります

団体扱いの対象となりません

※前年度末までにすでに保険に加入されている方は、任期に関わらず引き続き加入することができます。

お問い合わせ 互助会保険係 富山 ☎059-213-0601

互助会 令和5年度 子育て・介護・健康づくり支援事業

ベネフィット・ステーションのリニューアルについて



令和5年4月より、福利厚生ベネフィット・ステーションがリニューアルしました。
サイトデザインの変更や検索エンジンの変更により、利便性が向上しました！

▼ サイトイメージ



(イメージのため実際のサイトとは異なります。)

リニューアルにともない、ベネフィット・ステーションの
会員 ID(数字15桁)・パスワードが、
「ベネアカウント」に変更となります。

4月以降のベネフィット・ステーションご利用時には、
「ベネアカウント」の登録が必要となります！

※ベネアカウントとは、メールアドレスをログイン ID とする高い
セキュリティ機能を備えた新しいサービス会員認証です。

「ベネアカウント」の登録方法等、詳しくは本誌折込みの
「子育て・介護・健康づくり支援事業」チラシをご覧ください。

子育て・介護支援補助金について

子育て・介護に係る様々な費用に対し、子育て・介護それぞれ補助金を給付します。

今年度も補助金額は10,000円です

分野	支援項目	対象者	補助金額
子育て	① 一時保育・病(後)児保育料金補助	会員の子ども	支援項目 ①～③の いずれか 受付期間内1回※ ³ 10,000円 (定額)
	② 月極保育料金・幼稚園料金補助※ ¹		
	③ 月極学童保育料金補助		
介護	④ 居宅サービス料金補助	会員の1親等内 かつ 要支援1～要介護5	支援項目 ④～⑥の いずれか 受付期間内1回※ ³ 10,000円 (定額)
	⑤ 施設サービス料金補助		
	⑥ 介護用品購入料金補助※ ²		

※1 【認可・認可外保育園、認定こども園1・2・3号認定、幼稚園】の保育料、早朝・延長保育料、入園料・入所料・登録料、給食費・食事代、送迎バス代(園の直営)、制服代・絵本代が対象

※2 対象品目…介護用紙おむつ、寝具用防水シート、尿とりパッド、介護用おしりふき、吸水シート、ポータブルトイレ、コルセット、杖、歩行器、口腔ケアスポンジ、入浴用椅子、バスボード、浴槽手すり
(いずれも介護に使用した場合のみ対象となります。)

※3 今年度の補助金申請受付期間 令和5年6月1日～令和6年3月15日(ただし、会員期間中に申請してください。)

◆補助金は6月以降に申請してください

今年度の「子育て・介護支援補助金」は6月から申請受付開始予定です。ただし、4～5月利用分の領収書で6月以降に申請することは可能です。(ベネフィット・ステーションは4～5月もご利用いただけます。)

補助金の申請方法等の詳細は、令和5年度利用の手引き(6月中旬に所属へ一冊送付予定)をご確認ください。
利用の手引きは当会ホームページにも掲載予定です。

互助会 令和5年度 子育て・介護・健康づくり支援事業

ベネフィット・ステーションについて

子育て・介護・健康づくりに役立つ様々なメニューのあるリニューアルしたベネフィット・ステーションもご利用ください！

対象カテゴリー

子育て

介護

健康

スポーツ

リラクゼーション

学ぶ

お祝い

ベネフィット・ステーション会員専用サイトからご利用ください。

「利用の手引き」、ベネフィット・ステーション会員証について

<利用の手引き>

当事業の詳細は、「利用の手引き」等でご確認いただけます。

今年度の「利用の手引き」は、6月中旬に各所属へ1冊送付予定です。(当会ホームページにも掲載予定)

なお、4月から新たに互助会員となった方へも合わせて送付を予定しています。

<会員証>

ベネフィット・ステーションのリニューアルにともない、新たに互助会員となる方や職員番号・名前が変更となる方のカード会員証は発行されません。WEB会員証をご利用ください。(WEB会員証はベネフィット・ステーションにログインするとスマートフォン(画面表示)やパソコン(プリンタで印刷)でご利用いただけます。)

- ・4月から職員番号が同じ方…お持ちのカード会員証を引き続きご利用できます。カード会員証を紛失等された場合はWEB会員証をご利用ください。
- ・4月から職員番号が変更となった方…5月末まではお持ちの旧職員番号のカード会員証を利用できます。6月以降は新しい職員番号でベネアカウントを登録の上、WEB会員証をご利用ください。(付与済みのベネポは、新しい職員番号へ引き継がれます。)
- ・4月から新たに互助会員となった方…本事業のご利用は6月からとなります。6月以降にベネアカウントを登録の上、WEB会員証をご利用ください。

<子育て・介護・健康づくり支援事業(ベネフィット・ステーション)のご利用・お申込み>

ベネフィット・ステーション ホームページ:<https://bs.benefit-one.inc/>
URLにアクセス後、右上の「ログイン」ボタンをクリック!

※令和5年4月より、ベネフィット・ステーションのログインページが変更となっています。



<子育て・介護支援補助金、ベネフィット・ステーション、ログインについてのお問い合わせ>

(株)ベネフィット・ワン カスタマーセンター

☎0800-9192-919

(フリーコールスーパー)

受付時間10:00~18:00(年末年始を除く)

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会厚生事業

芸術鑑賞等の募集について

今年度の芸術鑑賞等補助事業の募集を実施する場合は、各所属への通知や当会ホームページ等でお知らせします。

会員特別割引契約施設について

今年度の会員特別割引契約施設は、本誌折込み「令和5年度版 会員特別割引契約施設一覧」や当会ホームページをご覧ください。(契約内容等が変更や中止されている施設もあります。)

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会積立預金の新規加入を募集しています!!

☆互助会積立預金とは…?

三重県教育委員会と三重県教職員組合が締結した貯蓄金管理協定書に基づいて、三重県教育委員会から事務委託を受け、互助会が実施している社内預金制度です。

毎月1回定額を積み立てる「毎月積立」と、6月・12月のボーナス支給時に申し込んでいただく「臨時積立」の2種類があり、積立限度額は合わせて1000万円です。

☆互助会積立預金おすすめのポイント

- ①給料支給日に教育文化会館に登録の法定外控除口座から自動引落のため、**確実に**積立できます。
- ②月に**3回の払戻し**が可能です。しかも、払戻しをしても**利率は下がりにません。**
- ③**FAXやWEB会員システム**でも払戻し等の手続きができるので**便利**です。

☆利率は年0.10%です

互助会積立預金の利率は、三重県教育委員会と三重県教職員組合で組織する預金保全委員会で決めています。日本銀行発表の普通預金平均年利率0.001%と比較しても100倍で、会員様にとって大変有利な利率となっております。

～積立預金申込方法～ 加入手続きも簡単です!!

預金加入申込書に(16-様式1号)に必要な事項を記入・押印のうえ、郵送にて公立学校職員互助会まで提出してください。※預金加入申込書は互助会ホームページからダウンロードできます。

☆一部払戻・解約送金日のお知らせ☆

年 月	第1回目(一部払戻)		第2回目(一部払戻)		第3回目(一部払戻・解約)	
	締切日	送金日	締切日	送金日	締切日	送金日
令和5年 4月	3/24(金)	4/5(水)	4/5(水)	4/17(月)	4/14(金)	4/25(火)
5月	4/24(月)	5/8(月)	5/1(月)	5/15(月)	5/15(月)	5/25(木)
6月	5/25(木)	6/5(月)	6/5(月)	6/15(木)	6/15(木)	6/26(月)
7月	6/23(金)	7/5(水)	7/5(水)	7/18(火)	7/13(木)	7/25(火)
8月	7/25(火)	8/7(月)	電算事務の都合により休止		8/15(火)	8/25(金)
9月	8/25(金)	9/5(火)	9/5(火)	9/15(金)	9/13(水)	9/25(月)
10月	9/25(月)	10/5(木)	10/4(水)	10/16(月)	10/13(金)	10/25(水)

払戻の手続き

①②③のいずれかの方法で

解約の手続き

①②のいずれかの方法で

①「預金一部払戻し・解約請求書」を郵送

②「預金一部払戻し・解約請求書」をFAXで送信

③ WEB会員システムを利用してインターネットで申請

お願い FAX を利用される方へ…

FAXの送信エラー等により、書類が当会に届かない場合があります。送信後、当会まで確認の連絡をお願いします。

お問い合わせ 互助会積立預金係 鴨志田 ☎059-213-0601

互助会 文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助事業

- ☆ 今年度も引続き、請求限度額は**12,000円**（1,000円未満切捨）です。
- ☆ 会員とその家族が対象（家族のみの利用不可）となります。
- ☆ **令和6年4月8日**までに互助会必着でご請求ください。（郵送の場合は**4月7日（日）消印有効**）
- ☆ 育児休業中、休職中の方も請求できます。（互助会直送可）
- ☆ 以下、不備の多い事項です。
 - ①領収書は、請求者（会員）本人フルネーム、利用年月日、金額を明記したものがが必要です。
 - ②チケットの半券に請求者以外の名前が記載されている場合は、チケットに記載の方に「請求者に譲った」旨の証明と印をもらってください。
 - ③半券に利用年月日、金額が明記されていない場合は、パンフレット等それらが分かるものを添付するか、領収書をとってください。

臨時的任用職員の方の請求について

- ・代替補充の方は、年度内の任期が6か月以上の場合、または6か月以上継続の場合に請求できます。（任用終了月の次月中に再度会員となる場合も任期の継続とします。月途中の任用開始及び任用終了の場合は、その月を1か月としてカウントします。）
- ・定数内補充の方は、年度内の任期に関係なく請求できます。

★ 詳細は、互助会ホームページに記載のQ&Aを確認してください。

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

法律相談室のご案内

楠井法律事務所

代表弁護士 楠井 嘉行

〒514-0004 津市栄町2丁目466
TEL 059-229-1588



互助会員・共済組合員のための法律相談室を常時開設していますので、どうぞご活用ください。

相談方法：相談を希望される方は、直接法律事務所に連絡を取り、相談を受けてください。その際、公立学校職員互助会員・公立学校共済組合員であることを伝えてください。

相談料：無料
ただし、訴訟費用、文書作成等に伴う費用は相談者負担となります。



お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234